

## 【ご入居の皆様へ】

大家 ○○○○

いつもアパートを綺麗にご利用いただきまして大変有難うございます。

さてコロナウイルスの影響が日に日に大きくなっている中で、入居者のみなさまの生活にも少なからず影響が出ていることと思います。もし、収入の減少・解雇などが発生し、生活に困るレベルになった場合、社会福祉協議会から次の支援を受ける事ができます。

- 1) 住宅確保給付金
- 2) 特例貸付

住居確保給付金とは、減収になった人への家賃支給です。

一定の収入要件（単身世帯の場合、月額 13.8 万円以下）と資産要件（単身世帯の場合、貯金額が 50.4 万円以下）を満たせば、家賃補助を最長 9 ヶ月間受けることができます。

支給額は東京都 23 区の場合、次の通りとなっています。

- 単身世帯:5 万 3,700 円
- 2 人世帯:6 万 4,000 円
- 3 人世帯:6 万 9,800 円

また、特例貸付は、休業で収入が減少した世帯向けに 20 万円を無利子・無担保で貸し出す制度です。もしお困りの場合はまずご相談だけでもしてみてください。

### 品川区社会福祉協議会

電話：03-5718-7171

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

<https://shinashakyo.jp/>

他にも何かお困り事があれば、管理会社経由で私宛までお気軽にご相談くださいませ。  
コロナはいつか必ず収束します。それまで一緒に乗り越えていきましょう！